

中国の計画的商品経済体制の下における対外貿易 計画管理体系（1984～87年）（Ⅱ）

片岡幸雄*

目次

まえがき

- 一 対外貿易計画管理機構の新たな編成
- 二 1984年以後の貿易計画管理体制
 - 1 貿易商品計画管理システム
 - 2 貿易商品の行政管理
 - 3 輸出入商品の分類経営
- 三 対外貿易企業設立審査・批准権の調整(以上第33巻第2号)
- 四 外貨留成
- 五 財務管理の改革
 - 1 利潤分配の改革
 - 2 貿易の財務計画管理
- 六 対外経済戦略を組み込んだ自立的企業体制構築に向けた税制の枠組
 - 1 所得税
 - 2 流通税
 - 3 資源・財産税
 - 4 行為税

四 外貨留成

改革・開放政策への転換以来、外貨獲得の推進刺激策として導入された外貨留成の1984年までの内容については、拙稿「中国改革・開放端緒期における輸出振興政策措置¹⁾」及び「中国改革・開放端緒期の対外経済貿易推進各種優遇政策²⁾」において既に述べてきた。本稿では1985年の内容変更から始めよう。

1985年3月、従来の「輸出商品外匯留成試行弁法³⁾」を対外経済貿易部、国家計画委員会、国家外貨管理局が再度修正して新たにまとめた

「輸出商品外匯留成弁法」が、国務院によって修正批准通知された(1985年1月1日に遡って適用)。この中では、国家建設、外債の償還、国際活動を展開するために、外貨資金の増加と蓄積は長期の任務として位置づけられ、その主要な源泉は輸出にあると位置づけられ、各地区、各部門は輸出計画任務を万全を尽くして超過達成しなければならないとされている。これによる外貨留成は以下の通りである。

- ① 批准を経て輸出業務を行う各種外貿会社が輸出を行い、実際に商品輸出して当年収めた外貨全額⁴⁾に対して一定の比率で外貨留成を行う(従来前年を超える額に対して行ってきたのに対し、全額留成に改められた)⁵⁾。
- ② 留成比率
 - Ⓐ 機械・電気製品、セット設備・部品：50%
 - Ⓑ 軍工業部門の輸出軍事情品：100%(従来通り)
 - Ⓒ 原油、製品油、国家の統一分配に属するもの：3%、国家の統一分配計画外で批准を得て、代理輸出という特別の形で輸出向けに増産される原油、製品油：全額委託単位に留成、石炭輸出に替えて輸出(外貨獲得上とかの事情…括弧内筆者注)する場合の原油、製品油代理輸出：50%
 - Ⓓ 各種外貿会社の委託加工(来料加工)、輸入加工(進料加工)の形で輸出する場合：外貨純獲得額の30%
 - Ⓔ ①～④を除く一般の輸出商品：25%
 - Ⓕ 各種外貿会社が輸出業務に要する外貨費

* 広島経済大学経済学部教授

用問題を解決するために、当年に達成した輸出商品で収めた外貨に応じて輸出商品経営費用外貨留成を実行し、請負として使用する。この場合にいう外貨獲得額には総公司自身と分公司(支店)の外貨獲得額が含まれるが、総公司が受け取り、使用する。省、自治区、直轄市、計画単列都市の各種地方外貿公司と、批准を経て輸出経営権をもつ企業、企業連合体の輸出商品外貨獲得額は、省、自治区、直轄市、計画単列都市の経済貿易庁(委員会、局または外貿局)が統一して受け取り、各公司に支給する。

⑧ チベット自治区：100% (従来の規定通り)

内蒙古、新疆、広西、寧夏の4民族自治区、青海、貴州、雲南3省：50%

③ 分配使用

④ 中央の部管理商品：地方と企業に80%分配、輸出委託部門(主管部門と貿易公司…括弧内筆者注)に20%

⑤ 地方管理商品：地方に100%

⑥ 地方の得た留成外貨：原則的には商品輸出を委託した企業に50%⁶⁾

今回の外貨留成に関する改定は、従来の超額留成に比べて全額留成となっており、輸出外貨の留成が大幅に大きくなっており、輸出の拡大と外貨獲得に向けて、地方と個別経営単位の積極性を発揮させる方向に大きく前進させたことが分かる。

さらに国務院は、輸出を奨励し、一部の赤字の発生する商品輸出問題を解決するために、対外経済貿易部が1985年下達した輸出商品の計画外貨黒字額⁷⁾を基数として、計画超過輸出分に対し、地方が損益自己責任という条件の下、中央と地方で三七の割合(地方七、中央三)で外貨留成を分けることとするとした⁸⁾。

なお、地方や部門が留成外貨を使用する場合、

国が下達した留成外貨による輸入計画額度内でこれを使用することとし、地方の計画超過輸出による留成外貨については、下達した輸入計画外で一部生産と市場の必要とする物資を輸入してもよいこととした⁹⁾。

国務院は、1985年3月28日広東省と福建省に対する特殊政策を85年以降89年まで継続するとする通知を発し、この中で両省の外貨留成について、①一般商品の輸出金額の留成比率をこれまでの25%から30%に引き上げ、省が統一的使用計画を立てること、②“三来一補”項目の外貨収入については、基数を超える部分は両省全額留成する方法を継続することとした(広東省の例では基数は2,000万元)¹⁰⁾。

経済特区(深圳、珠海、汕头、厦門)については、外貨収入の100%留成できる¹¹⁾。

五 財務管理の改革

改革・開放政策への政策転換以前の時期の対外貿易部面の財務管理についての基本的な内容については、拙稿「中国対外貿易機構の変遷(Ⅳ-2)¹²⁾」及び同シリーズ「(Ⅴ-4)¹³⁾」で述べた。本稿では、改革・開放政策への転換以後の状況について取り扱う。

既に述べてきたように、1979年から広東省、福建省両省に特殊政策と弾力的政策措置が採用されたことによって、両省へ対外貿易権が下放され、外貿企業の財務に対しては地方の請負制が導入され、経済計算上一定の効果をもったが、内外の客観的影響を受けることが大きくなり、輸出コストも上昇し、企業経営に困難が生じたことから、84年全国的に統一集中管理の必要性に応じ、両省の対外貿易の財務もまた対外貿易專業総公司を通じて、中央財政と連結することに改められた。このため部分的に財務管理に変化はあったものの、全国的には外貿企業の財務管理に大きな変化はなく、大きな変革は1988年までまたなければならなかった¹⁴⁾。

1 利潤分配の改革

(1) 外資企業に対する利潤分配の改革

① 企業基金の試行

1978年から国務院の批准した財政部国営企業基金規定を試行開始した。これでは、独立経済計算単位としての外資企業は、販売額、購入額、利潤額、費用水準、資金回転の5つの計画指標を全面的に達成した場合、当該年の賃金総額の5%を企業基金として受け取ることができる。指標を完遂できなかった場合は、それに応じて減額される。対外貿易運輸企業、貿易商品包装企業、独立経済計算メーカー(加工も含む)企業にも、各々査定指標が設定された。企業基金規定では、さらに企業主管部門(対外貿易部)が計画超過利潤企業基金を5%受け取ることができる。このやり方は、企業基金を国家への貢献、経営の善し悪しと直接結び付けることによって、経済効率の重視に影響を与えるところとなったが、計画超過利潤企業基金という性格は改められておらず、上部に高度集中した形でこれが受け取られ、企業経営に的を絞った形で、両者の関係が明確にされないままに残されていた。

② 全額利潤比率留成の実行

1980年から直接輸出業務をやっていない外資企業に対して、漸次全額利潤比率留成を推進していった。1980年38単位の加工工場、輸送・倉庫業務部分を選んで、基数利潤留成の上に増加利潤留成の方法を試験的に実行した。前者は17%、後者は30%、三年固定という内容である。これによって生産の発展に対して財務上の機動性が与えられる、優れた成果が現われた。1982年対外貿易運輸公司系統で、留成資金による企業の拡大再生産、従業員福利厚生、奨励金に対する支出問題を解決するために、全額利潤比率留成の試験的導入が開始された。1983年からは、輸出向け商品買付、手配を行う地方及び県レベルの外資企業(加工工場、飼育場、輸送業務部分を含む)に対して、全額利潤比率留成を試験的に

導入した。査定の指標は、利潤額、手配実績販売額、資金回転、費用水準の4つの指標である。留成比率の全国平均では40%、各企業の留成比率は專業公司系統級上下系統で査定される。これとともに、外資専用の倉庫部門でも、倉庫の整備・充実をはかるために、全額利潤比率留成が60%として導入された。1984年にはさらに、輸入業務を主とする外資企業(例えば、技術、科学測定機器・計器等の輸入公司)、輸出向けサービス外資企業(例えば、広告、コンサルタント)に対しても全額利潤比率留成が推し進められた¹⁵⁾。

③ 輸出企業に対する増加利潤額分配・減額利潤自己負担輸出奨励の導入、損益自己負担テストケースの開始

1984年から直接輸出を行う外資企業に対しては、漸次利益増加部分に対して利潤分配(留成ではない)、利潤が減った部分に対しては自己負担とする輸出奨励法を導入し、損益自己負担テストケースの実行を開始した。1984～86年の期間に輸出コストを査定し、利潤増加部分に対しては企業に一部利潤を分配(留成ではない)、この部分の60%は生産発展資金に使い、40%は職員・労働者の福利厚生と賞与に使い、利潤が減った部分に対しては自己負担とする輸出奨励法を実行することとした。この実施は、外資企業の輸出優先と輸出コストの管理上積極的な役割を果たした。

1987年からは輸出奨励法を改めた。この新たなやり方は、外資企業の輸出に対して、1ドルの外貨収入に対して人民元2分と外貨額度1セントの奨励金を与えるというものである。この場合の審査の基準は、①輸出外貨収入、②総輸出コスト、③利潤総額の3つの計画指標で、各々別々に査定して奨励金を与えるということになっている。どの1項目指標が達成されなくても、規定の比率に応じて減額される。企業が得た輸出奨励金の70%は生産の発展用に、30%は職員・労働者の福利厚生と賞与に使用するもの

とする。外貨額度奨励金は規定による使用の外、もし余りがあったら規定に応じて外貨調整市場で使ってもよい。この方法が導入されてから、これによって輸出奨励金を受け取る単位は、輸出入総公司から独立した経済計算単位として直接輸出を行う外資企業に改められ、上記3つの計画指標を達成しさえすれば、上級単位とは離れて独立に輸出奨励金を受け取ることができるような立場になった。このため、個々の企業は輸出拡大と効率を重視するようになり、輸出外貨獲得に有利な影響を与えた。

1987年からは、專業輸出入総公司に対して輸出における請負経営責任制を実行した。対外経済部は輸出外貨、輸出コスト、利潤総額の3計画指標を專業輸出入総公司に請負させ、総公司はこれを各々の系統ごとに上下関係を通じて分・支公司に分解して請負わせ、最終基層単位にまで請負指標を下ろしていき、基層単位では職場の室、科、個人に請負指標を下ろし、請負指標の達成をはかるべく努め、利益増加部分については全額利潤を与え、赤字が出た場合は自己で補填するというシステムを採用した。同時に輸出奨励金をこれと併せて実行し、利益増加によって得た資金は赤字発生時の赤字補填と生産の発展にのみ使用することし、責任・権利・利益を緊密に結合するようになった。このやり方は、輸出を利益と同歩調で伸ばしていくのに顕著な役割を果たしたといわれる¹⁶⁾。

この成果を踏まえて、1988年からは対外貿易の全面的請負経営責任制の導入をはかったが、これについては、また稿を改めて述べることにする。

(2) 輸出貨源供給企業に対する外貨獲得奨励措置

この時期、輸出貨源供給企業であるメーカーや輸出商品の買付商業企業などに対する外貨獲得奨励措置も実行された。1986年国務院は「関于鼓励出口商品生産拡大出口収匯的通知」を發

し、この中で、輸出商品メーカー或いは輸出商品の買付商業企業等の輸出貨物卸売流通企業に対し、85年の輸出外貨獲得実績を基数として基数内であれば1ドルにつき人民元3分、基数を超える部分については1ドルにつき同1角を奨励金として分配すると定めた。この奨励金は、外資企業経由でこれら企業に分配される。税引後のこの奨励金は大部分が生産の發展用に、一部は職員・労働者の賞与に使用されることとされた。実際には、技術的に基数の確定が難しく、輸出外貨獲得奨励金のその時々々の貨幣受取額に影響が出たために、基数内と基数超過分の奨励金を一本化し、1ドルにつき5分と改められた。この措置によって、従来生産と販売がうまく結び付いていなかった状況がうまく結合され、全体として輸出貨源増加に向けての積極性が動員されるようになり、以降年々輸出拡大に向けての物的基礎が整えられていった¹⁷⁾。

2 貿易の財務計画管理

(1) 貿易会計制度の改革

1976年までの貿易会計制度については、拙稿「中国対外貿易機構の変遷(V-4)¹⁸⁾」で触れたが、1978年以後貿易会計制度は新しい段階に入り、従来の制度と関連規定を全面的に改めていく過程が始められ、82年対外貿易部は新しい貿易会計制度を制定した¹⁹⁾。1984年3月3日制定された「国营企業成本管理条例」の中では、国营外資企業のコスト管理も含めてコスト管理がはかられるようになり、これに合わせて、財政部は「国营商業、外資企業成本管理実施細則」を出している²⁰⁾。

1985年以前は、商業各部門の会計制度は中央の各行政主管部門によって定められていたが、対外貿易部は新たな時代の要請から全体的な方向づけを改め、それに合わせて具体的科目(例えば、国外商品の代理販売とか、加工・組立貿易、補償貿易等に対する処理対応等)、表式、徴憑な

どの必要書類の整備をはかった²¹⁾。1985年に国は「中華人民共和国会計法」を公布し²²⁾、全国会計活動と国家統一会計制度は、財政部が「会計法」に基づいて、主管行政部門と連合して制定し、公布すると規定した²³⁾。これに合わせて、1987年新たな貿易会計制度が制定され²⁴⁾、この制度は外貿企業だけでなく、工貿公司や地方経営の輸出入を行う企業も、これに照らして執行できるようになった²⁵⁾。

（2）財務体制の改革

① 中央財政全面依存、中央財政予算管理による財務管理改革の試み

既に拙稿「プロレタリア文化大革命・四人組期の混乱収束から改革・開放への転回過程における中国対外経済貿易機構の再編（Ⅲ）²⁶⁾」で述べたように、1980年から、外貨留成を行うと同時に、広東省と福建省においては、従来対外貿易の損益はすべて中央財政によって統一的にまかなうという体制が改められ、両省の貿易については中央財政一括まかない体制から、中央財政と両省各々が財務を分担するというように改められた。具体的には、1978年の貿易外貨獲得額実績を基数として、1980年から、基数部分における輸出赤字は中央財政負担、基数を超えた輸出増加部分の赤字については、実際の為替レートで計算し、外貨増加獲得部分の30%を中央に上納するという条件で、中央財政と両省で分担するというやり方を実行した²⁷⁾。

その他の地方に対しては従来の通り、貿易の財務は中央財政によって統一的にまかなわれる体制のままであった。具体的には、商品輸出し決済する時、全国の輸出商品の平均外貨転換コストに基づき、まず銀行が為替レートで人民元で支払をし、その外の部分は対外経済貿易部として埋め合わせするというシステムである。個別商品で赤字が出た場合、対外経済貿易部の同意を経て、一定の時期に一定の枠内で個別単位に補填が与えられる場合もある²⁸⁾。

1982年からは、対外貿易の財務は中央財政と地方政府が各々分担する範囲が拡大され、沿海九省・市・自治区では、査定された平均外貨転換コストに基づき、独立に損益計算して、地方財政に組み込むこととされた。具体的には、1981年の輸出部分の損益を基数として、赤字部分は中央財政の当該計上項目支払とし、利益部分は地方当該計上項目として中央財政から切り離す。1982年の輸出増加部分の損益については、利益部分は地方財政に組み込み、赤字部分については外貨使用別赤字負担原則で、各々中央と地方財政に割り振ることとした²⁹⁾。

前稿でみたように³⁰⁾、1984年9月15日の「国务院批転対外経済貿易部関于外貿体制改革意見的報告的通知³¹⁾」の中では、各種外貿企業に漸次輸出入代理制が導入され、これら外貿企業は独立計算、損益自己負担単位となるよう提起された。この中では、代理制によって外貿企業の赤字は貨源供給単位であるメーカーに転嫁されるが、最終的に輸出商品生産企業の赤字については、中央で赤字をまかなうにせよ、地方で赤字をまかなうにせよ、如何にして赤字をまかなうかがはっきりしなかった³²⁾。結局実際には、対外貿易は内外の客観的要因が絡み合い、輸出コストの上昇のため、企業経営が困難な状況が改善し難く、1984年からは全国的に中央に集中管理を強化せざるを得なくなり、広東省と福建省においても、貿易財務は対外貿易專業総公司を通じて中央財政と連結していかざるを得なくなった³³⁾。この時期、対外貿易の財務上の改革は部分的なものにすぎず、本格的改革は1988年の改革をまたねばならなかった。

② 財務計画の内容と流動資金計画・管理

A 財務計画の内容と編成、実行、検査
貿易財務計画は、大別して利潤計画、商品流通費計画と流通資金計画から成る。

利潤計画は、計画期内の各々の項目の貿易経営の財務成果計画で、各々の項目毎に分け、自

営輸出入、代理輸出入、国内営業、割当配分などの利潤計画とその他の損益計画である。

商品流通費計画とは、計画期内の貿易商品流通過程における各々の費用・支出計画で、各々の業務毎に分けられる。輸入商品流通費計画と輸出商品流通費計画が含まれ、費用支出項目毎に10項目余の計画とされている。

流通資金計画は、計画期内の外資企業の各々の項目の流通資金の源泉と運用計画である。貿易資金の源泉は、主として銀行借入、自己資金と手元決済資金などから成る。

貿易財務計画管理は、主として貿易財務計画指標体系を通じて外資企業に対して各々の計画指標を査定し、これにもとづいて検査し、外資企業の計画期内における財務成果を審査する。貿易財務計画指標には、①利潤計画指標(利潤総額、自営輸入利潤率(輸入1ドル当たり損益)、自営輸出利潤率(1ドル当たり輸出損益))、②費用計画指標(輸入費用水準、輸出費用水準)、③資金計画指標(銀行借入計画、流動資金回転数)が含まれる³⁴⁾。

1953~78年の期間の中、内陸部の外資企業の財務が地方財政予算に組み込まれた71~75年の4年間を除き、貿易財務は中央財政によって統一的にまかなわれる体制が取られてきたことについては、拙稿「中国対外貿易機構の変遷(V-4)³⁵⁾」で既に述べた通りである。

貿易財務計画は、主として当該年度の貿易商品流通計画を基礎として編成される。即ち、輸入、輸出、国内販売、買付等の計画に基づき、各種価格や各項目の金額に対して予測・調整する。一般的には、商品流通計画が下達された後、各級の上下関係を通じて財務計画を編成して上部に上げる。外資企業が財務計画を編成する時には、幹部、財務・会計部門、計画部門、実際の営業部門が協議し、当地の貿易行政部門の審査、意見を添え、級を逐って対外経済貿易部まで上げる。対外経済貿易部はこれに基づいて全体の

系統的財務計画を総合編成する。

全体の系統的貿易財務計画は国家批准を受けた後、対外経済貿易部は各々の系統別に査定に応じて、各対外貿易総会社に下達し、総会社は級を逐って基層外資企業まで下ろし、同時に当地の貿易行政部門に写しを送り、確実な遂行の督促を依頼する。

B 流動資金計画の計画・管理

改革・開放前の時期の外資企業の流動資金計画と管理については、拙稿「中国対外貿易機構の変遷(II-1)³⁶⁾」及び「同(III-1-②)³⁷⁾」を参照されたい。

1979年からは外資企業に対して企業自主権が拡大され、外資企業自体に対する分配政策も拡大されたことについては既に述べた通りである。1983年からは国営企業の流動資金はすべて銀行から統一供給・管理されるようになり、財政部は外資企業が自己で有する自己資金を割り当て支給しなくなったので、自己資金は主として自身に分配、残される利潤の中から積みあげられるようになった³⁸⁾。

1980年以前は、流動資金計画の銀行貸付計画指標は、対外経済貿易部と銀行部門が共同で審査・批准・下達していたが、81年からは金融体制の改革によって貿易の貸付計画の編成・審査は、中国銀行系統にしたがって行われるように改められ、中国銀行の責任で編成されるようになり、各レベルに下達・執行されるようになった。各級の外資企業は銀行の規定によって編成された貸付計画にしたがって、当該地銀行の責任で審査・批准し、貸付を取り仕切る³⁹⁾。1980年代中期からは外資企業の拡大する資金需要に対応するために、貿易財務・会計部門は資金活動に重点を置くようになり、銀行の協力を取り付けて、積極的に資金調達に動き、輸出任務の達成をはかるようになった⁴⁰⁾。

流動資金の管理については、資金管理の原則を明確にし、監督・管理の強化を実行していっ

た。輸出商品の買付をきちんとするために、買付資金管理を強化した。1984年以前は、従来の輸出商品買付の計画体制を通じて、買付資金は分級、分類管理を実行してきた。1985年から買付計画が行われなくなって以後は、分類管理を主とした管理となった。これは、商品の輸出状況に基づいて、輸出需要が旺盛か低調かといった区分、仕入と輸出がバランスがとれているか否かといった区分に応じて、資金管理する方法である。これはまた、買付活動の中で輸出商品の質に重点を置き、輸出需要に合わない商品の買付を抑え、合理的でない輸出に歯止めをかけるためでもあった。当然ながら、在庫商品の資金管理を強めるために、在庫管理をきちんとすることによって在庫商品の適切な対応(加工し直すとか、国内販売に回すとか等)をはかった。1987年以後は、この管理は貿易系統では恒常的な活動となった。

対外貿易の発展をはかるために、決算資金の管理を強化し、できる限り輸出代金の安全かつ遅れのない回収をはかるための管理が強化されるとともに、資金管理全般にわたる管理法として、資金供給指標、在庫基準指標、資金回転指標、資金使用工夫指標、未回収資金回収等の任務を下部に分解する形で、職務担当責任単位ごとに責任制を導入していった。

さらに、外貿体制改革と金融体制改革の進展につれて、貿易部門と銀行部門のタイアップした形での対外貿易発展のための積極的推進活動が進められていった⁴¹⁾。

C 基本建設投資

貿易に関する基本建設投資資金は、1979年以前は年度予算基本建設投資資金を主要な源泉としていた。1953～88年に供給されたこの累積投資額は22億2千9百万元であった。改革・開放以後、年度予算内基本建設資金は減らされ、対外貿易部門独自の基本建設投資資金自己調達部分が増加してきた。1985年からは、国は一部の

貿易予算の基本建設投資に対して配分から貸付に改めた。

自己調達基本建設投資資金は、1979～88年の間に累計9億9千4百万元であった。

建設銀行の貸付は1981～88年までの間に7千2百万元であった。性格別に与えられた貸付としては、1977年から貿易部門の関連工業部門貸付、外貨貸付、短期貸付、専用プロジェクト貸付などが増加し、1988年までに総額35億6千百万元が投資された。さらに、1988年までに簡易建設費が累計14億7百万元あるが、これは基本建設投資で十分でない大量のセットとして必要な簡易的な倉庫、貨物置場、若干の加工を施すための付属施設などの建設に使用された。この外に、対外貿易系統の末端企業の倉庫、貨物置場等の建設資金、輸出商品生産支援技術用の資金等が含まれる。

1988年以前における対外貿易に関する基本建設資金の管理は、相当部分中央計画管理体制で行われ、統一計画と分級管理の方法で実行された。この内容は以下の通りである。

① 計画管理

年度基本建設計画は、塊を主とする原則による条塊結合の方法をとる。塊を主として計画を編成し、上級に上申、審査・批准の後下達される。

② プロジェクト管理

一般の大型プロジェクト(冷凍倉庫1万トン以上、その他のプロジェクトでは総投資額が3千万元以上)は国家計画委員会管理、小型プロジェクトのうち中規模で投資額が比較的大きいもの(300トン以上の冷凍倉庫及び総投資規模が300万元以上の冷凍倉庫以外のもの)は対外経済貿易部管理、上記の二つのプロジェクト額以下のプロジェクトは各地方の対外貿易主管部門が関連部門と合同で審査・批准し、対外経済貿易部に報告し、記録する形をとる。

㉓ 物資管理

基本建設投資に必要とされる物資は、統一分配物資、部管理物資、地方管理物資の3つに分けられる。各地の対外貿易主管部門は、前二者の物資については、必要材料・設備案を編成し、これを付して計画を申請する。対外経済貿易部は全体のバランスをとった後、国家計画委員会と関係物資供給部門に各々申請する。国家計画委員会と関係物資供給部門からの供給指標下達を受けた後、指標を各地に振り分け、現地供給部門或いは生産単位に発注し、不足部分は対外経済貿易部が解決をはかる。

㉔ 財務管理

当然ながら、建設単位は予算にもとづき実行するが、この場合予め設定された割当額があり、支出は基準に応じて行い、できるだけコスト低減に努めることが要求される。各地の対外貿易主管部門は年度基本建設財務計画を編成し、対外経済貿易部に報告し、それに基づいて工程計画、投資計画、予算と工程の進行に合わせた支払を行う。年度末には対外経済貿易部に年度財務会計決算と建設完成状況を報告し、検査を受ける。

1988年からは制度が改められるが、これについては後に触れる⁴²⁾。

六 対外経済戦略を組み込んだ自立的企業体制構築に向けた税制の枠組

中国の税制について詳細に述べることは本来本稿の課題外のことであるが、以下税制改革の全体像を一瞥するのは、次のような理由による。

この段階で、中国財政体制は、従来の企業からの利潤上納制から課税徴収方式に向けて大きく舵を切ることになるが、その全体的編成替えは、経済実態から見れば、自立的企業経営体制構築への道を強力に推進するというをうけた制度改革であることから、そこでは貿易を含

めた経済の大きな動的うねりが出現し、このうねりが国際的に奔流となって突き進んでいく動的過程を眼中においておかななくてはならない。ここでは動態は二重の動的構造として出現する。まず、ことごとく経済主体が自主経営主体としての生命力を体化する。次にこの中で、比較優位に応じた国際分業体制の構築と資源配置の動きが出る。それ故に、この新たな動きは二重の視点でとらえられなければならない。すなわち、全体の税制改革を俯瞰し、そこに内包される動的意味をつかんだ上で、輸出入に対する優遇税制とか、内資企業と外資系企業等に対する税制上の差異の対比などをみる必要がある。改革の中心軸は、新設の所得税と新しく編成された流通税であるが、本稿では、これに合わせて新たに創設された他の税、従来からの税も合わせて、先ず税制改革とその全体的枠組をみながら、その枠組とその中に組み込まれた対外経済関係税制の脈絡をつける。外資系企業に対する税制上の位置づけは、それ自体としては直接貿易と無関係なようにも見えるが、外資系企業がその後の中国貿易上における主軸的主体としての地位を占めるようになっていったことを見れば、内的に不可分の深い関係をもっていることが分かる。改革による編成替えを簡単に図式化すれば、次頁の図のようになる。

1 所得税

(1) 農業税

農業税に関しては、1958年に制定された「中華人民共和国農業税条例」を骨子とするが、改革・開放後農村経済体制の深化・発展にともない、各種形態の個別農家あるいは集団の農業生産請負制が広まるにつれて、農業税の課税方法も従来と異なった方法を採用せざるを得なくなり、集団を単位として農業税を課するとか、個別農家の請負に応じて課税するとかいった方式を採用せざるを得なくなった。国营農場につい

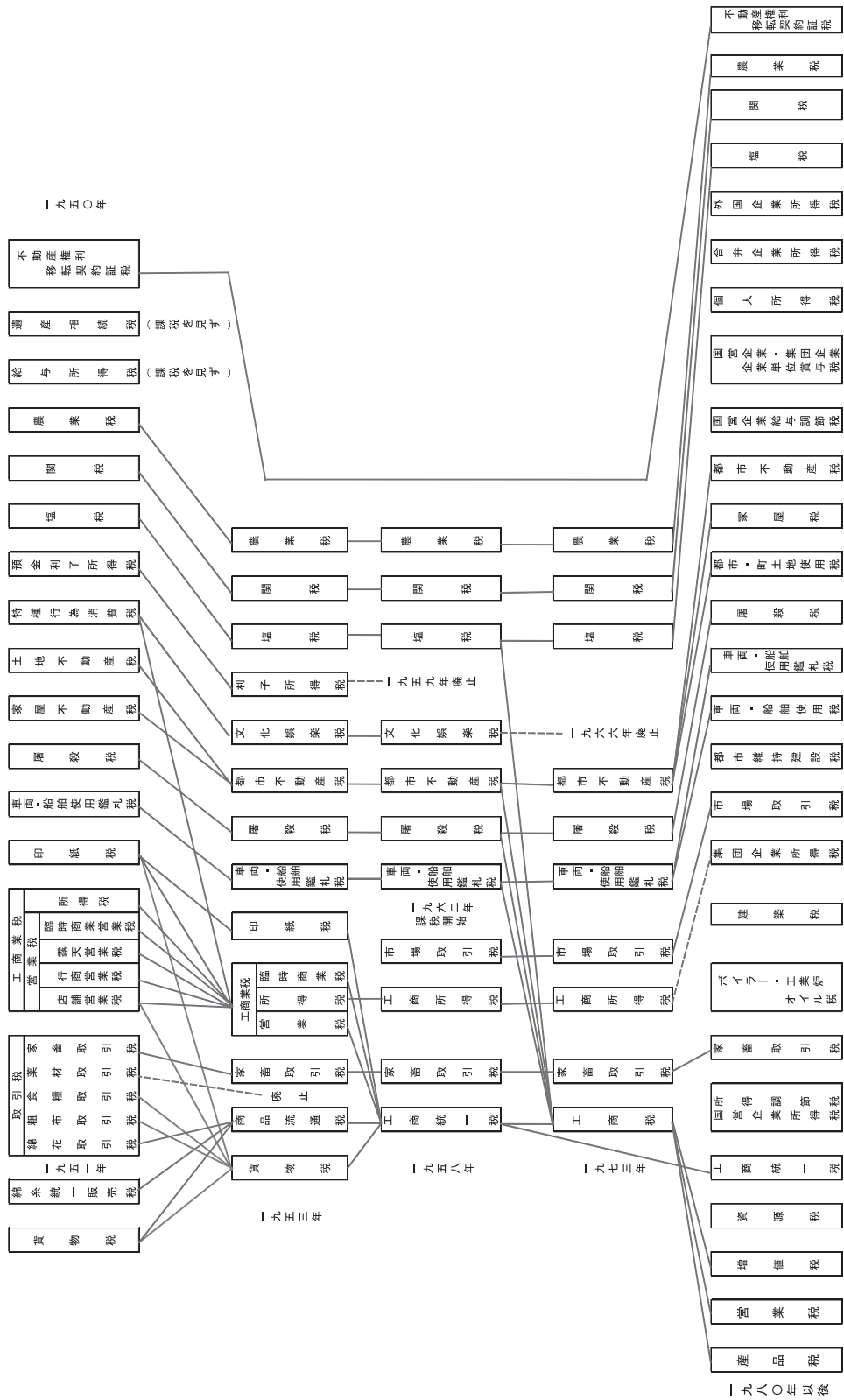


図1 建国以来の税制の変遷

出所：劉隆亨著『中国税法概論』，北京大学出版社，1986年，52頁付表。
 漆多俊・戴焱森主編『中国税法通説』，中国財政經濟出版社，1992年の各種税についての沿革・解説。
 趙夢藩著『新中国財政稅取史論綱(1927～2001)』，經濟科學出版社，2002年，58～60頁。

ては農業税と利潤上納が併用されるが、1979年以後農場開墾企業が財政請負をした場合は、損益自己負担の独立経営として農業税のみを課する。また、育種・育苗・種畜・蚕桑茶果菜等園芸特産作物農場は一般には農業税のみを課する。農業所得のある企業(国営企業、地方企業、中外合弁工商企業)、機関、部隊、学校、団体、寺廟等のこれら経営単位に対しては、いずれも農業税を課する。自留地をもつ農村合作社社員は1981年からは、61年の規定標準を超える部分については飼料地も含めて農業税を課する。また、独立農民及び農業所得のあるその他公民に対しても農業税を課する⁴³⁾。

上述「農業税条例」においても、農業生産の発展を奨励するために、反当収量の向上、耕地面積の拡大に対する減税や免税が規定されていたが、1979年の「関于加快農業発展若干問題的決定」によっても、より優遇が与えられることになった。また、科学的農業を奨励するために農業科学研究機関や農業大学が試験的に使用する土地、少量の空き地などから得られる農業所得に対しては免税とされる。

この外、自然災害地域の納税人に対する税減免措置、自然災害以外の原因によって納税が困難な農民に対する社会的税減免措置が設けられている⁴⁴⁾。

1979年から83年かけて農業税課税所得の調整⁴⁵⁾行われ、83年11月「農林特産収入征收農業税的若干規定」、85年11月「国務院批転財政部関于農業税改為糧食“倒三七”比例価折代金問題請示的通知」が出され、農業税改革が推し進められた。

前者は棉花、麻類、葉タバコ、植物油原料、砂糖原料以外の経済作物所得、園芸作物所得、国務院の規定によるか批准した農業税課税対象となるその他の所得に課する農林特産税である⁴⁶⁾。

後者は、従来一般に現物食糧で徴税していたのを、現物での課税計算したものを代金換算し

て徴税する方式への転換に関する。中国では長期にわたって、農業税は食糧現物納税を主とし、これと併せて棉花、落花生、葉タバコ等経済作物の徴税方式をとっていたが⁴⁷⁾、1985年から食糧、棉花の統一買付を取り止め、契約予約買付に切り替え、その他の統一買付、公定価格割当買付も漸次外していった。

1985年の上記「通知」の主要内容は以下のようである。上述の代金換算による徴税の場合の査定は、当地の主要食糧穀物の平年生産量にもとづき統一的に換算するも、国家规定により、主要食糧穀物を“倒三七(逆転した三七)”買付価格比率で換算する。これは具体的には、農業税の30%は元の統一買付価格(平価)で計算し、70%は元の統一買付価格の割増価格で計算するという徴税方式である。これは、従来の食糧穀物の統一買付を契約予約に切り替えていった状況を踏まえて、実物税をから完全な貨幣納税へ切り替えていく過程での過渡期的方法として実施されたものである⁴⁸⁾。

(2) 企業所得税

〈国営企業所得税〉

建国以来税制改革を行うまで、中国は国営企業に対してはずっとその利潤に対して上納する制度をとり、中央政府で統一的に財政収支を統括し、配分する体制をとってきた。赤字企業は国家財政から補填され、企業の生産発展に必要な資金は国家財政からの配分と銀行貸付によっていた。

このような体制の下では、企業が国家の付属物となり、実現した利潤も自己で使用できず、赤字の場合経済的責任はないということになり、責任、権限、利益の三者が内的に結合しておらず、企業では所謂“大釜の飯を食う”という現象が現われ、職員・労働者の積極性、主体性、創造性が殺がれ、社会的生産力の発展が阻害されてきた。改革・開放後、個々の国営企業の職員・労働者の積極性、主体性、創造性を発揮させ、社

会的生産力の発展をはかろうとして、利潤分配制度の試みが数度にわたって行われ⁴⁹⁾、基本的には国家財政からの赤字補填によらず、企業の経営による独立採算体制の構築と新たな国家財政の確立が指向されてきた⁵⁰⁾。

この方向の積極的推進の第一歩として1983年から導入されたのが、利改税第一次改革である。国有企業に対する利改税の目的は、これまでの国营企業の上納利潤体制を、国家の規定した税種と税率に応じて税として納める体制に改め、納税後の利潤は完全に企業の支配下に置くようにするということである⁵¹⁾。

第一次の改革は、利潤のある国有企業に所得税を課し、分配制度上税と利潤を併存させる方法である⁵²⁾。要点的に言えば、利益のある国营大中型企業（金融・保険も含む）に対して、実現した利潤の55%を所得税として課する。さらに、所得税納付後の利潤の中から一部国家に上納し（逓増請負上納法、固定比率上納法、調節税納付法、定額請負上納法があり、三年固定）、一部は企業に留保が許される。利益のある国营小型企業は、実現した利潤に応じて八級の所得等級別課税による⁵³⁾。ホテル、招待所、飲食サービス会社は、いずれも15%の所得税を納付し、国家は何の手当もしない。税引き後の損益発生企業については商業主管部門が調整する⁵⁴⁾。

軍の工業企業、郵便・電信・電話企業、食糧・穀物企業、対外貿易企業、農牧企業、労働改造矯正施設企業は従来の通りとし、条件の整った時期を見て利改税の方法を実行する⁵⁵⁾。

赤字企業に対する赤字補填については、①国家政策上の原因から生じたものについては定額補填あるいは計画補填等を継続する。この範囲を超えた部分については補填せず、赤字を減らした部分については一定の比率で企業に分配する、②経営管理上の責によって生じた赤字については、主管部門の責任によって期限を限って整頓を進めるようはかり、規定の期限内で財政

部の批准を経て赤字補填を行うが、この期限を超えては補填を行わない⁵⁶⁾。

国营企業第二次利改税改革は、その後の税制改革についての全体的枠組構想を踏まえて行われた。全体的構想は、「國務院批轉財政部關於在国营企業推行利改税第二步改革的報告的通知」（1984年9月）で謳われている。報告の主要内容は、①同改革は同年10月1日から全国で試行、②「国营企業第二次利改税試行弁法」と、これと合わせた改革のその他の税の「税收条例」の制定、③地方税を4種とし、今後時期において課税する、というものであった。「国营企業第二步利改税試行弁法」では、国营企業に課される利改税は、現行の工商税を納税対象により產品税、増値税、塩税、營業税に分け、第一次改革で設けた所得税（55%）、調節税⁵⁷⁾に改善を加えたもの、新たに資源税、都市維持建設税、家屋税、土地使用税、車両・船舶使用税（前4者の課税は今後時期において課税する）である。国营企業が納付してきた屠殺税、ボイラー・工業炉オイル税、農業税、建築税、賞与税については従来通りとする。国营小型企業で利潤計上企業は、実現した利潤に応じて新たな八級の所得等級別累進課税（10～55%）⁵⁸⁾による。一般的には、損益自己負担とし、国家はその後の手当をしないが、利潤の多い企業に対しては一部請負費として納税させることができる。具体的には省レベルの政府で確定する⁵⁹⁾。ホテル、招待所、飲食サービス会社は、いずれも上述八級の所得等級別累進課税による。軍の工業企業、郵便・電信・電話企業、食糧・穀物企業、対外貿易企業、農牧企業、労働改造矯正施設企業、逓増請負試行企業は従来の通りとするが、後述の関連その他の税には課税する。利潤、企業間の貸借利子の上納、職員・労働者福祉基金、賞与の取り扱いは従来通りとする。赤字企業に対する赤字補填については、上述①と②については従来通りであるが、1983年には利益を計上したが、調整税率と

新税賦課によって赤字となったか、同年の合理的利潤水準に満たない企業は、3年内は産品税、増値税、営業税の減税がある。これら企業で利潤がわずかな企業には、所得税と調節税を課さない⁶⁰⁾。利潤逓増請負上納法等を試行している企業は、期限到来に合わせて利改税の方式に移行することとする。批准を受け利潤逓増請負上納法等継続する企業には、1984年第4四半期からは産品税、増値税、営業税、資源税を課する。民族自治地方は、国家の統一審査・批准による税減免による外は、地方財政収入に属し、税制上の配慮と奨励の必要のあるものについては、省と自治区人民政府の批准を経て税の減免をすることができる。国営企業第一次利改税改革以来企業に残された利潤の一部を主管部門が集中し、重点的に使用するやり方は踏襲される⁶¹⁾。なお、「国営企業所得税条例(草案)」第5条には、特殊な状況下における税の減免についての方針が述べられており、条件的に所得税の減免措置がある⁶²⁾。

〈集団企業所得税〉

集団企業所得税の成立の経緯からみると、1950年12月政務院公布の「工商税暫行条例」では、すべての非全人民所有制企業(集団企業、私営企業いずれも含む)に対して所得税を課することとし、21級の全額累進税率を実行したが(商工業の社会主義的改造が行われた後は、私営企業が存在しなくなった)、1958年工商税の中の営業税は工商統一税に入れられ、所得税は独立の税種となり、工商所得税は実質的には集団所有制企業(予算外企業も含めて)に対する所得税ということになり、集団企業の各々異なった類型ごとに異なった税率を適用するということになった。1963年の調整によって、一般には超額累進税率方式に変更された。1984年予算外企業が国営企業の所得税課税の範囲に入れられ、85年工商所得税の適用範囲は主として集団企業ということになり、「中華人民共和国集団企業所得

税暫行条例」が公布され、86年には集団企業所得税から独立して、個人経営商工業者の所得に対しては「城郷个体工商業戸所得税暫行条例」が公布された⁶³⁾。税率は、国営小型企業に適用される上述八級の所得等級別累進課税税率と同様である。同上「集団企業所得税暫行条例」第4条には、状況を斟酌した税の減免についての条件的所得税の減免措置がある⁶⁴⁾。

〈個人経営商工業所得税〉

改革・開放前の1976年末全国の個人経営商工業従事者は18万人であったが、79年から発展を遂げ、88年には1,452万7千戸、2,305人に膨らんだ。当初は労働者を雇用することは許されていなかったが、これは守られることなく急速に発展していった。1982年に通過した「中華人民共和国憲法」の中で合法的地位を得、86年の「中華人民共和国民法通則」でも個人経営商工業者が法律概念として設定された⁶⁵⁾。上述の通り、86年に「城郷个体工商業戸所得税暫行条例」が制定された。これによると、雇用人員が全くないか、雇用人員が8人を超えないこと⁶⁶⁾、所得税としては十級の所得等級別累進課税税率(7～60%)とされ、年間の納税すべき所得税額が5万円を超える場合には、超過部分に対しては10～40%が加算課税される。本税に対しても、状況を斟酌した税の減免についての条件的所得税の減免措置がある⁶⁷⁾。

〈私営企業所得税〉

本稿のシリーズは基本的には1984～87年の期間を対象としているので、1988年6月公布された「中華人民共和国私営企業暫行条例」及び「中華人民共和国私営企業所得税暫行条例」による私営企業所得税については後の稿で取り扱うべきであるが、全体的税制の枠組を示す目的から、本稿で触れることをお許し願いたい。

「私営企業暫行条例」によれば、「私営企業とは企業資産が私人の所有に属し、雇用者8人以上の営利性経済組織をいう」(第2条)とあり、

「社会主義公有制経済を補充するものであり、国家は私営企業の合法的権利を保護する」(第3条)と述べられている。私営企業は、独資企業(単一人の出資、無限責任)、共同経営企業(2人以上の個人が協議投資、共同経営者無限責任、所謂パートナーシップ企業)、有限責任公司(投資者は出資の限度まで責任を負い、公司はその全額資産までの責任、投資者2人以上30人以下、法人格あり)の三種⁶⁸⁾に分かれる。私営企業所得税率は35%である⁶⁹⁾。なお、1988年「私営企業暫行条例」発布前の時点で、私営企業の実体を具えた企業は22万5千社といわれている⁷⁰⁾。

(3) 個人所得税

〈個人所得税〉

個人所得税は1980年9月に公布された「中華人民共和国個人所得税法」による。個人所得税は以下の場合の個人所得に課される。①「中華人民共和国国内に、一年又はそれ以上居住する個人は、中国国内又は国外で得た所得から、本邦の規定に従い、個人所得税を納付することとする」。②「中華人民共和国国内に居住しないか、あるいは居住が一年に満たない個人は、中国国内で得た所得のみから個人所得税を納付することとする⁷¹⁾」。具体的な対象となるのは、以下の通りである。

- ① 賃金・給与所得：所得等級別累進課税税率、5～45% (毎月の所得額から800円を減じた超過額に対して課税—800円以下は免税)
- ② 労務報酬所得
- ③ 特許権使用料所得
- ④ 財産賃貸所得⁷²⁾
- ⑤ 利息・株式配当・割増配当金所得
- ⑥ 財政部が税金徴収を定めたその他の所得⁷³⁾

20%

〈個人所得調節税〉

上述「個人所得税法」は当初中国公民に対しても、外国人に対しても適用されたが、その後1986年9月25日中国公民に対してのみ適用され

る「中華人民共和国個人所得調節税暫行条例」が発布され、87年からは「個人所得税法」は外国人に対してのみ適用されるようになった⁷⁴⁾。これは改革・開放後、国内の所得格差の拡大を防ぐために調節目的で、特別に設けたもので、これによって中国の公民に対しては上述の「個人所得税」の適用が停止された⁷⁵⁾。

「個人所得調節税暫行条例」では、「個人所得税法」での上記①、②、④と請負・下請負収入を一括して総合所得として取り扱い、20～60%の累進課税税率が適用されることとなっており、「個人所得税法」の税率よりも税率が高くなっている。また、「個人所得税法」における賃金・給与所得の課税起点は800円を超える部分、かつ7級の超額累進課税であるのに対して、「個人所得調節税暫行条例」では、地区別に差を設けて設定された地区別の控除基数(4区分)の3倍以上の所得部分に対して課税されることになっている。上記「個人所得税法」の③(原稿料、翻訳料なども含む)、⑤は共通に20%課税とされていたが、「個人所得調節税暫行条例」では別々に分けて規定され課税されることとなっている⁷⁶⁾。

2 流通税

(1) 産品税

1984年の第二次利改税改革に合わせて、従来流通税的性格のものを総体的に込む形で設定されていた工商税⁷⁷⁾が、指令性計画による経済運営から転換の方向にむけられたのに合わせて、政策目的に応じた積極税制を組織するために、内包されていた個性的性格に応じて独立した形で設けられた。産品税は基本的には製品販売収入に対して課税され、コストの高低、利潤の有無に拘わらず課税される。納税者：①課税対象工業品生産単位・個人、②課税対象農・林・牧・水産品買付国营・集団単位、農・林・牧・水産品を生産し直接非国营・非集団単位に販売した単位・個人、③課税対象製品委託加工単位・個人、④課税

対象製品輸入単位・個人。税率：3～60%，大型電力は100万 KWにつき10元。当初24分類、270税目であるが、その後一部品目が増値税に組み替えられていく⁷⁸⁾。産品税の減免、還付措置の中には輸出入に対する政策意図を反映した内容も組込まれている⁷⁹⁾が、これについての詳細は、改めて後の別稿で整理したい。

なお、中国で生産活動を行い、対象商品を輸入する合弁企業、合作企業、外資独資企業の場合は、1958年の「中華人民共和国工商統一税条例(草案)」により工商統一税を納付する⁸⁰⁾。以下で述べる増値税、営業税についても同様である⁸¹⁾。この段階の中国は、税制の今後の方向を探る段階にあり、先ず中国国内の税制体制を整えること(税目、税率ともに)に重点を置き、然る後に対外的に制度を一体化した形のものにするという考え方を基礎に置いていた。この間においては、外国側に不利にならないように配慮した⁸²⁾。

(2) 増値税

増値税は産品税と同様に、1984年工商税から独立する形で設けられた。増値税は流通税であるが、商品販売額の中の付加価値部分にのみ課税するという特徴をもつ。この意味において、上記の産品税と異なる。納税者：中国国内において増値税課税対象となっている製品を生産・輸入する単位・個人。具体的には、①増値税課税対象となっている製品を生産する単位・個人、②同上製品を輸入する単位・個人、③同上委託加工する単位・個人、④国外の単位・個人が中国に当該課税対象商品を送る場合、国内に代理人がいる場合、代理人が納税者となる。代理人がない場合、代金支払者が納税者となる。増値税の課税対象価額は、輸入品を販売する場合と生産した製品を販売する場合で区別される。増値税税目は甲類と乙類に分けられ、前者の価額設定計算では、甲類、乙類ともに控除がおこなわれない⁸³⁾。後者では、金額控除法と税額控除法の二

通りがある⁸⁴⁾。この場合控除対象となるのは、いずれも外部から購入した原材料、部品等を使用して生産した場合の外部から購入した原材料、部品等の部分である。増値税税目と控除項目表は当初は12税目で、税率は6～16%となっている⁸⁵⁾が、上段で既に触れたように、増値税税目が増加され、1988年には31税目、8～45%の144税率、基本税率は14%とされている⁸⁶⁾。増値税の減免、還付措置の中には、製品の質の向上、輸出入に対する政策的意図を反映した内容も組み込まれている⁸⁷⁾が、これについては、改めて後の別稿で整理する。

「産品税条例(草案)」と「増値税条例(草案)」では、1984年10月1日から、上述「産品税」「増値税」に関し全面的に輸入徴税、輸出税還付が実行されることとなっているが、実際には、85年3月22日に出された「關於批転財政部(關於進出口産品征、退産品税或増値税的規定)的通知」にもとづき、85年4月1日から実施された⁸⁸⁾。

(3) 営業税

営業税の徴税対象は第三次産業と一部工業領域に及ぶ。具体的には、商業、建設・据付、金融・保険、郵便・電信・電話・メディア、公共事業、娯楽、ホテル・各種サービス業、自己販売の一部工業・加工・修理業等と範囲が広い。納税者は中国で上記の業務を経営して営業収入を得た単位・個人である。営業税税目と税率は、①商品小売3%、②商品卸売10%、③交通・運輸3～15%、④建設・据付3%、⑤金融保険5%、⑥郵便・電信・電話・メディア3%、⑦出版3%、⑧公共事業3%、⑨娯楽3～10%、⑩サービス業3～5%、⑪臨時的営業5～10%である。営業税減免、還付措置には、輸出入に対する政策的意図を反映した内容も組込まれている⁸⁹⁾。

この外に流通税に属するものとしては、いずれも地方税である家畜取引税⁹⁰⁾、市場(いちば)取引税⁹¹⁾があるが⁹²⁾、内外経済関係からみた税制上特別事情はない。

3 資源・財産税

(1) 資源税

〈資源税〉

資源税は、1984年発布された「中華人民共和国資源税条例(草案)」により設けられた、原油、天然ガス、石炭、金属工業産品、その他の非金属産品の資源開発単位・個人に対する税である。資源税は、当初産品販売所得利潤率にもとづき、超率累進税率によって課税されたが、86年から原油、天然ガス、石炭は従量定額税に切り替えられた。原油、石炭の採掘、生産の過程、設備建設等で使用される原油、石炭に対しては税減免がある⁹³⁾。

〈塩税〉

塩税はこれまで1950年の政務院公布の「関于全国塩務工作的決定」によって徴税されてきており、従来正式の税制法規は存在しなかった。1984年の「中華人民共和国塩税条例(草案)⁹⁴⁾」は、建国以来の初めての塩税条例である⁹⁵⁾。資源に関する税は元来特殊に有利な自然的条件によって得られる差額収入に課される税で、固有にこの種の税は内外経営主体如何と関係がないものである。塩税については、工業用塩、牧業用塩、輸出用塩等に対しては、税減免措置がある⁹⁶⁾。

(2) 財産税

財産税には、都市不動産税、家屋税⁹⁷⁾、都市・町土地使用税⁹⁸⁾、車両・船舶使用税、耕地占用税、不動産権利移転契約証税(いずれも地方税)が含まれる。

〈都市不動産税〉

都市不動産税⁹⁹⁾は、1951年家屋税と土地税を合併して一つの税としたものである。中国では土地は全人民所有と集団所有であり、都市の土地は全人民所有であるから、何らかの単位・個人がその所有権をもつことはない。改革・開放後の状況に応じて、国務院は1986年都市不動産税を家屋税と土地使用税に二分して設けることに

したが、両税法は憲法理念上の整合的正式の立法手続を経ていなかったため、徴税が開始された86年10月1日以後適用は内資企業、単位、個人に限られ、中国内の外資系企業や外国人には51年の都市不動産税が課される¹⁰⁰⁾。

〈車両・船舶使用税〉

車両・船舶使用税¹⁰¹⁾は元来1984年従来と同鑑札税を使用税と改め制定の予定であったが、86年9月になってようやく制定された。本税も立法上の理由から、中国国内の内資企業と中国人のみに適用され、外資系企業や外国人には、1951年制定された「車船使用牌照税暫行条例¹⁰²⁾」が適用される。

〈耕地占用税〉

耕地占用税¹⁰³⁾は、耕地を占用して家屋を建設するとか、非農業建設活動を行う単位と個人に課す税である。外資系企業に対しては適用されない(第14条)。

〈不動産権利移転契約証税〉

不動産権利移転契約証税は1950年3月発布された「契稅暫行條例」によっている。その後社会主義改造によって、土地の売買や譲渡は禁止され、家屋の財産権移動等も少なくなり、全国的に本税は停止状態であったが、改革・開放後の動きにつれて、財政部がこの面での政策を強化してきた。この税は家屋の売買、質権の設定、贈与、交換等財産権の移転登記にともない、契約の成立に合わせて、譲受人に課する地方税としての税である¹⁰⁴⁾。

4 行為税¹⁰⁵⁾

〈印紙税〉

印紙税は1950年12月から全国的に正式に徴取されるようになったが、58年には工商統一税に入れられ、88年「中華人民共和国印花稅暫行條例¹⁰⁶⁾」によって、独自の単独地方税として設定された。既に触れたように、外資系企業は工商統一税によるので、工商統一税を納めない外国

企業が行った契約には印紙税が課される¹⁰⁷⁾。

〈屠殺税〉

屠殺税は1950年の「屠宰税暫行条例¹⁰⁸⁾」によって設定された地方税である。外資系企業も徴税対象者である¹⁰⁹⁾。

〈城市維持建設税〉

城市維持建設税¹¹⁰⁾は、1985年に都市維持建設資金を調達するために、産品税、増値税、営業税を納付する単位・個人に、実納したこれら税額にもとづいて徴収する地方税で、これら税の一種の付加税である¹¹¹⁾。外資系企業には本税は暫し課されないこととされている¹¹²⁾。

〈建築税〉

建築税¹¹³⁾は、改革・開放後、1982年頃から固定資産投資の膨張に対応して、この投資膨張を間接的にコントロールするため1983年に導入された。本稿の対象時期の条例は1987年に発布されたものであるが、一貫して国際金融機関、外国政府借款、外国からの寄贈等による固定資産投資、外資系企業の固定資産投資に対しては適用されない¹¹⁴⁾。

〈ボイラー・工業炉オイル税〉

ボイラー・工業炉オイル税¹¹⁵⁾は、ボイラーと工業炉用の原油、重油に対して課される従量定額税である。課税対象者は原油、重油の使用単位で、原油、重油の販売時供給単位が代理徴収し代理納税する。

〈賞与税〉

賞与税には国営企業賞与税¹¹⁶⁾、集団企業賞与税¹¹⁷⁾、事業単位賞与税¹¹⁸⁾の三種がある。これらはいずれも、各国営企業、集団企業、事業単位が支給した賞与金で、国家规定限度額を超過した部分に対して企業に課される税である¹¹⁹⁾。

〈国営企業給与調節税〉

国営企業賃金調節税¹²⁰⁾は、賃金総額を経済成果と連動させて変動させるシステムをとっている国営企業で、当該年の増加賃金総額が、国家が査定した前年の賃金総額の7%を超える部

分について課す税である¹²¹⁾。

〈宴席税〉

宴席税は1951年「特殊消費行為税暫行条例」によって設けられたが、53年の税制改革時に取り消され、88年独立した宴席税¹²²⁾として設定された。中国国内のホテル、各種宿泊所、飲食店などで宴会をおこなった単位・個人に課される。地方税につき、香港・マカオ・台湾同胞、海外華僑、外国人の主催した宴席についての課税・免税は、地方の規定による(第4条)¹²³⁾。

さて、いささか冗長な税制改革全体像との対比でいえば、内外一本化していない(国内主体と截然と区別された税制上の待遇を受ける一既に述べたように、必ずしも不利益差別待遇というわけではなく、優遇といえる部分もかなりある)税は、①外資系企業、外国企業関連の所得税、②個人所得税、③工商統一税、④都市不動産税、⑤車両・船舶使用鑑札税、⑥関税、⑦輸入調節税、⑧船舶トン税である。これらの詳細な内容は、後に別稿で取り扱う予定である。

注

- 1) 拙稿「中国改革・開放端緒期における輸出振興政策措置」、『広島経済大学経済研究論集』第31巻第1号、2008年、14～17頁。
- 2) 拙稿「中国改革・開放端緒期の対外経済貿易推進各種優遇政策」、『広島経済大学経済研究論集』第32巻第3号、2009年、6～9頁。
- 3) 鄭韶・何曉星『中国经济体制改革20年(1978-1998)』、上海辞書出版社、1998年、61頁。
- 4) 外貨純獲得額(輸出商品外貨総獲得額-当該商品外貨換算総コスト=外貨純獲得額(于光遠主編『経済大辞典(上)』、上海辞書出版社、1992年、473頁))の当該年に実際に収めた額。
- 5) 王垂芳・呉紹中主編『中国対外経済貿易実用大辞典』、上海社会科学院出版社、1990年、553～554頁、于光遠主編『経済大辞典(上)』、上海辞書出版社、1992年、473頁。
- 6) 《当代中国的经济管理》編輯部編『中華人民共和國经济管理大事記』、中国经济出版社、1987年、600～601頁、《当代中国的計画工作》弁公室編『中華人民共和國国民経済和社会発展計画大事輯要 1949-1985』、紅旗出版社、1987年、515頁、鄭韶・何曉星『中国经济体制改革20年(1978-1998)』、上海辞書出版社、1998年、119頁、白和

- 金主編『中華人民共和国経済大事輯要（1978～2001年）』、中国計画出版社、2002年、146頁。
- 7) 輸出商品外貨総獲得額－当該商品外貨換算総コスト＝外貨純獲得額（于光遠主編『経済大辞典（上）』、上海辞書出版社、1992年、473頁。
 - 8) 《当代中国的经济管理》編輯部編『中華人民共和国经济管理大事記』、中国经济出版社、1987年、601頁、《当代中国的計画工作》弁公室編『中華人民共和国国民経済和社会發展計画大事輯要 1949－1985』、紅旗出版社、515頁。同年4月1日国務院が出した「関于狠抓出口保障国家外匯收入的通知」の中で、このことが打ち出された模様である。
 - 9) 《当代中国的計画工作》弁公室編『中華人民共和国国民経済和社会發展計画大事輯要 1949－1985』、紅旗出版社、515頁。
 - 10) 《当代中国的经济管理》編輯部編『中華人民共和国经济管理大事記』、中国经济出版社、1987年、598～599頁。なお、親族生活援助向け華僑送金の外貨留成比率は50%、華僑の故郷での家屋などの建築用外貨の留成比率は60%で、当時外貨の調達極めて重視されていたことが分かる（同書、同頁）。以前の状況については、拙稿「プロレタリア文化大革命・四人組期の混乱収束から改革・開放への転回過程における中国対外経済貿易機構の再編（Ⅲ）」、『広島経済大学経済研究論集』第31巻第3号、2008年、99頁を参照されたい。
 - 11) 日本貿易振興会 機械技術部『中国技術・プラント導入政策と貿易管理制度の改革』、1987年、37頁。
 - 12) 拙稿「中国対外貿易機構の変遷（Ⅳ－2）」、『広島経済大学経済研究論集』第21巻第1号、1998年、36～38頁。
 - 13) 同上シリーズ「（Ⅴ－4）」、『広島経済大学経済研究論集』第23巻第1号、2000年、78～80頁。
 - 14) 《当代中国》叢書編輯部編輯『当代中国対外貿易（上）』、当代中国出版社、1992年、204頁。
 - 15) 同上書、206～207頁。
 - 16) 同上書、207～208頁。
 - 17) 同上書、208頁。
 - 18) 拙稿「中国対外貿易機構の変遷（Ⅴ－4）」、『広島経済大学経済研究論集』第23巻第1号、2000年、78頁。
 - 19) 前掲書、220頁。
 - 20) 江厚祺総纂『商業財務會計实用大全』、遼寧人民出版社、1986年、4～16頁。
 - 21) 前掲書、220頁。
 - 22) 前掲書、1～4頁。1985年1月21日第6期全国人民代表大会常務委員会第9回会議通過、同5月1日施行。
 - 23) 張漢興主編『中国會計実務全書』、中国物価出版社、1993年、343～344頁。
 - 24) 外貨會計には、①資金回転上、輸出面では人民币－商品－外貨－人民币、輸入では人民币－外貨－商品－人民币という資金回転となるという特質、②会計計算上外貨計算と人民币計算の二種の会計計算となること、③利潤計算上輸出入上1ドル当たりの人民币コストが問題となるという点、④国家の対外政策の遂行上から見た個別国家毎の経済計算の必要性があること、⑤一般企業では販売流通費用は販売額をベースにするが、輸出では国外価格の変動が大きく出る可能性があるため、販売額をベースにできないこともあるので、輸出コストをベースにする等々、といった特殊性がある（《当代中国》叢書編輯部編輯『当代中国対外貿易（上）』、当代中国出版社、1992年、221頁）。
 - 25) 《当代中国》叢書編輯部編輯『当代中国対外貿易（上）』、当代中国出版社、1992年、220～221頁。
 - 26) 拙稿「プロレタリア文化大革命・四人組期の混乱収束から改革・開放への転回過程における中国対外経済貿易機構の再編（Ⅲ）」、『広島経済大学経済研究論集』第31巻第3号、2008年、99頁
 - 27) 鐘朋榮著『十年経済改革－歷程・現状・問題・出路』、河南人民出版社、1990年、141頁、同上拙稿、99頁。
 - 28) 鐘朋榮著『十年経済改革－歷程・現状・問題・出路』、河南人民出版社、1990年、141頁。
 - 29) 同上書、142頁、拙稿「プロレタリア文化大革命・四人組期の混乱収束から改革・開放への転回過程における中国対外経済貿易機構の再編（Ⅲ）」、『広島経済大学経済研究論集』第31巻第3号、101頁。
 - 30) 拙稿「計画的商品経済体制の下における対外経済貿易の全体的枠組」、『広島経済大学経済研究論集』第32巻第4号、2010年、11～13頁。
 - 31) 1984年9月15日の「国務院批転対外経済貿易部関于外貿体制改革意見的報告的通知」（1984年9月15日）、国家計画委員会条法弁公室編『重要經濟法規資料選編・1977－1986』、中国統計出版社、1987年、110～113頁。
 - 32) 鐘朋榮著『十年経済改革－歷程・現状・問題・出路』、河南人民出版社、1990年、142頁。
 - 33) 同上書、142頁、《当代中国》叢書編輯部編輯『当代中国対外貿易（上）』、当代中国出版社、1992年、204頁。
 - 34) 《当代中国》叢書編輯部編輯『当代中国対外貿易（上）』、当代中国出版社、1992年、212頁。
 - 35) 拙稿「中国対外貿易機構の変遷（Ⅴ－4）」、『広島経済大学経済研究論集』第23巻第1号、2000年、78～79頁。
 - 36) 拙稿「同上（Ⅱ－1）」、同上『論集』第16巻第2号、1993年、28～79頁。
 - 37) 拙稿「同上（Ⅲ－1－②）」、同上『論集』第18巻第1号、1995年、49～51頁。
 - 38) 《当代中国》叢書編輯部編輯『当代中国対外貿易（上）』、当代中国出版社、1992年、214頁。従来国家规定によって自己資金の他への移譲、変動などは、逐一元の支給部門の批准を経て級を逐って転記しなければならなかったが、1970年からこ

- の手続は取り消されたが、報告表に記載され、状況変化が監督される点は変わらなかった(同書、214頁)。
- 39) 同上書、213頁。
 - 40) 同上書、215頁。
 - 41) 同上書、217～218頁。
 - 42) 同上書、223～224頁。
 - 43) 漆多俊・戴巖森主編『中国税法通覧』, 中国財政経済出版社, 1992年, 267～268頁, 劉隆亨著『中国税法概論』, 北京大学出版社, 1986年, 231～235頁。
 - 44) 漆多俊・戴巖森主編『中国税法通覧』, 中国財政経済出版社, 1992年, 273～275頁, 劉隆亨著『中国税法概論』, 北京大学出版社, 1986年, 235頁。
 - 45) 国家は農業発展のために、農業所得の低い納税人に対して特定の優遇措置を与えるというものである(漆多俊・戴巖森主編『中国税法通覧』, 中国財政経済出版社, 1992年, 275頁)。
 - 46) 改革・開放につれて、多種経営、農林特産物生産の発展に応じたもの。例えば、1983年の茶葉生産は78年比で50%増、蚕繭、同55%増、果物、同44%増、淡水魚養殖、同87%増、天然ゴム、同70%増で、税負担の高い食糧生産を26%も上回った。なお、1989年3月より産品を区分けして整備された規定が定められた。これは、特産物は自然条件や歴史的条件によって、各地で課税対象の品種、数量にも差があったため、1989年3月国務院は統一規則によって、農林特産物所得を区分け(園芸作物所得、林産所得、水産物所得等)して課税する統一規則を制定したものである。また、各省、自治区、直轄市政府は統一規定の外の農林特産税を課することが求められた(同上書、276～277頁)。
 - 47) 農業税による実物徴収と国家農産品統一買付を結合し、食糧と工業原料を掌握していた。税による掌握は統一買付をより確実に保証するものであった(同上書、277頁)。
 - 48) 漆多俊・戴巖森主編『中国税法通覧』, 中国財政経済出版社, 1992年, 277～278頁, 劉隆亨著『中国税法概論』, 北京大学出版社, 1986年, 236頁。なお、現物食糧穀物によって徴税が継続される場合、糧食部門も同様の比率で財政部門と税収を清算する。経済作物区も食糧穀物区と同様に執行する。農業税は地方税である。
 - 49) この経緯については、中国研究所編『新中国年鑑・1983年版』, 大修館書店, 1983年, 75～76頁参照。
 - 50) 当時の経済体制の前提の下で新たな体制を構築していくことは難しく、ここにまた経済体制改革の課題があり、体制改革と併行して進められなければならないということになる。したがって、「今後3年間価格の大幅な調整をやらないという条件のもとで、税制改革し、利潤を税で換えていくテンポを加速していかなければならない。…ここ数年来試点でやってきたが、…この方向は肯定さるべきである。これは二段に分けてやる。第一段階は税利併存、…第二段階は価格体系が基本的に合理的なつたという基礎の上で、利益がどれだけかによる累進所得税を課する(趙紫陽「關於第六個五年計画的報告—1982年11月30日在第五屆全國人民代表大會第5次會議上」, 『人民日報』1982年12月14日号)。
 - 51) 劉隆亨著『中国税法概論』, 北京大学出版社, 1986年, 31頁。
 - 52) 「關於国营企業利改税試行弁法」(1983年4月), 「關於对国营企業征收所得稅的暫行規定」(同年4月)等(国家計委委員會条法弁公室編『重要經濟法規資料選編 1977-1986』, 中国統計出版社, 1987年, 915～927頁)。
 - 53) 納税後は独立採算とし、国は経営資金を配分しないが、利潤の多い企業に対しては一部請負費として、あるいは利潤上納をさせることができる(同上「弁法」第2条)。
 - 54) 北京、天津、上海の飲食サービス会社については、これと若干異なる。県以上の供銷社、県の会社あるいは県供銷社の単位は、八級の所得等級別課税によるものとし、その外国家は何の手当てもしないし、国家の規定する商品以外は、国家は価格補填もしない。さらに、税引き後の利潤水準を勘案した調整がある。
 - 55) 国務院、財政部、国家經濟委員會の批准を経て首鋼の増増請負上納法を実行した少数企業は請負満期前には利改税の方法を実行しない。
 - 56) ①利改税実施後は他の条件によって、特別に大きな影響を受けるとか、国務院の批准を経るとか、上述の所得税納付後の利潤の中から一部国家に上納する方式による場合を除き、一律に調整は行わない。②国营企業が特定のプロジェク用借入を返却する時には、財政部の審査・同意を経て、所得税納付前のこのプロジェクトによって得た増分利潤を用いることができる。以後特定のプロジェク用について銀行融資を受ける時には、このプロジェクト用に10～30%の自己資金を用意しなければならない。③企業の納付する所得税は、企業の隸属関係に応じて各々中央財政と地方財政に納付され、中央の地方に対する財政請負基数と配分比率は一律に調整はない。④民族自治区の利改税の実施は原則上本法によるが、具体的な方法については地方政府がその地に適した方法をとる(民族商業企業に対して従来国家が与えてきた優遇はそのまま残される)。
 - 57) 調節税率の査定細部については別規定があり、1985年から執行される。
 - 58) 「中華人民共和國国营企業所得稅条例(草案)」付表(1984年9月18日国務院發布), 国家計委委員會条法弁公室編『重要經濟法規資料選編 1977-1986』, 中国統計出版社, 1987年, 986～987頁。
 - 59) 小型企業については細かい規定がある。
 - 60) これについては、財稅部門商業主管部門が査定

- する。省レベルの財税部門査定した減税額については、財政部の批准を要する。
- 61) 「國務院批轉財政部關於在國營企業推行利改稅第二步改革的報告的通知」(1984年9月18日), 附一「同報告」, 附二「國營企業第二步利改稅試行弁法」(1984年8月10日), 國家計畫委員會条法弁公室編『重要經濟法規資料選編 1977-1986』, 中國統計出版社, 1987年, 956-961頁, 「中華人民共和國國營企業所得稅條例(草案)」付表(1984年9月18日國務院發布), 同上『選編 1977-1986』, 986-987頁。
- 62) 具体的には、漆多俊・戴巖森主編『中国税法通覽』, 中国財政經濟出版社, 1992年, 187-190頁参照。
- 63) 同上書, 201-202頁。集團所有制企業としての所得稅対象は、①工業(手工業を含む)合作工場(社), 商業企業(購買・販売合作社, 合作商店), サービス合作企業, 建築・裝備企業, 交通運輸, 地区居民委員會などで設立した企業, 鄉鎮企業, その他機關・企業事業單位・部隊所屬工場等, ②集團企業の管理機構の費用として企業が提供した費用で余剰部分, ③各級の購買・販売合作社及びその所屬企業で主管部門と工商行政管理部門の批准したもの, 生産手段が集團所有で統一計算, 損益共同負担のもの(同上書, 202-203頁, 「中華人民共和國集團企業所得稅暫行條例」第1条)。
- 64) 「中華人民共和國集團企業所得稅暫行條例」(1985年4月11日發布), 國家計畫委員會条法弁公室編『重要經濟法規資料選編 1977-86』, 中國統計出版社, 1987年, 995-997頁。集團企業の減免稅の具体的措置は、漆多俊・戴巖森主編『中国税法通覽』, 中国財政經濟出版社, 1992年, 204-206頁の詳細参照, なお, 1986年3月, 帰國華僑や外国の被災・迫害を受けて帰國した華僑の國營華僑農(林)場で新たに設立した集團企業に対しては、所得稅, 產品稅, 增值稅營業稅, 賞与稅が3年免除される外, これら華僑の安定的定住のための限定的減免措置が設けられた(同書, 206頁)。地方稅である。
- 65) 中国企業史編輯委員會編『中国企業史・現代卷(中)』, 企業管理出版社, 2002年, 295-298頁。
- 66) 雇用人員が8人を超えると私營企業として取り扱われる(後にみる「中華人民共和國私營企業暫行條例」第2条(中国最新經濟法律法規全書編集委員會編著『中国最新經濟法律法規全書・上冊』, 改革出版社, 1993年, 413頁))。
- 67) 「中華人民共和國城鄉個體工商業戶所得稅暫行條例」(1986年1月7日發布), 國家計畫委員會条法弁公室編『重要經濟法規資料選編 1977-86』, 中國統計出版社, 1987年, 1006-1007頁。「暫行條例」の稅減免規定の外にも特別措置がある(漆多俊・戴巖森主編『中国税法通覽』, 中国財政經濟出版社, 1992年, 243-244頁)。
- 68) 「中華人民共和國私營企業暫行條例」(1988年6月25日發布), (中国最新經濟法律法規全書編集委員會編著『中国最新經濟法律法規全書・上冊』, 改革出版社, 1993年, 413頁)。
- 69) 「中華人民共和國私營企業所得稅暫行條例」, 同上『全書・上冊』, 917頁。
- 70) 中国企業史編輯委員會編『中国企業史・現代卷(中)』, 企業管理出版社, 2002年, 300頁。
- 71) 「中華人民共和國個人所得稅法」(1980年9月10日公布), 中国最新經濟法律法規全書編集委員會編著『中国最新經濟法律法規全書・上冊』, 改革出版社, 1993年, 856頁, 同邦訳, 日本國際貿易促進協會『中国對外經濟關係法令集』, 1984年, 196頁。
- 72) ②, ③, ④については, 4,000元未滿の場合は800元控除, 4,000元を超える場合は20%控除。
- 73) 控除なし。なお, 科学, 技術, 文化の成果に対する賞金, 退職金, 保險賠償金などの個人所得は免稅(第4条, 前掲『全書・上冊』, 856頁, 同邦訳, 前掲『法令集』, 196頁)。
- 74) 漆多俊・戴巖森主編『中国税法通覽』, 中国財政經濟出版社, 1992年, 246頁。
- 75) 安体富主編『当前中国稅制改革研究』, 中国稅務出版社, 2006年, 200頁。
- 76) 「中華人民共和國個人所得調節稅暫行條例」(1986年9月25日發布), 中国最新經濟法律法規全書編集委員會編著『中国最新經濟法律法規全書・上冊』, 改革出版社, 1993年, 913-915頁。なお, 「個人所得稅法」, 「個人所得調節稅暫行條例」のいずれにも, 免稅規定がある。なお, 1994年から「個人所得調節稅」, 「個人經營工商業所得稅」, 「國營企業賃金調節稅」, 各種「賞与稅」は「個人所得稅法」に組み込まれることになる(劉佐著『中国稅制50年(1949年-1999年)』, 中国稅務出版社, 1999年, 832頁)。外資系企業, 外国企業に対する所得稅稅制については, 別の稅制になっている。「プロレタリア文化大革命-四人組期の混乱収束から改革・開放政策への転回過程における中国對外經濟貿易機構の再編(Ⅳ)」, 『広島經濟大學經濟研究論集』第31卷第4号, 2009年を参照。その後の新たな100%外資獨資企業等の場合も含めた状況については, 改めて別稿で整理する予定である。
- 77) 工商稅の対象とする經濟活動には, 產品・製品製造に関するものも含まれるし, 營業活動に関するものも含まれる。また, 課稅対象は商品販売収入もあり, サービス業収入もある(張学斌著『中国涉外法概論』, 北京大学出版社, 1997年, 183頁)。
- 78) 「中華人民共和國產品稅條例(草案)」(1986年9月18日發布), 中国最新經濟法律法規全書編集委員會編著『中国最新經濟法律法規全書・上冊』, 改革出版社, 1993年, 876-887頁。1986-89年までに174品目が增值稅対象品目に改められた(漆多俊・戴巖森主編『中国税法通覽』, 中国財政經濟出版社, 1992年, 82頁, 《当代中国》叢書編輯委員會編輯『当代中国的工商稅収(下)』, 当代中

- 国出版社, 1994年, 23頁)。産品税の減免規定(第7条)の中には, 例えば, 「国家が輸出奨励する産品税課税対象商品は, 生産単位の直接輸出するものについては免税する」あり, 「既に納税したもののについては, 輸出者は輸出通関後申請よって税が還付される」といった規定がある。
- 79) 《当代中国》叢書編輯委員會編輯『当代中国的工商稅取(下)』, 当代中国出版社, 1994年, 69頁。
- 80) 「中華人民共和國增值稅條例(草案)」(1984年9月18日發布), 中国最新經濟法律法規全書編集委員會編著『中国最新經濟法律法規全書・上冊』, 改革出版社, 1993年, 888~889頁, 漆多俊・戴嚴森主編『中国稅法通覽』, 中国財政經濟出版社, 1992年, 106~107頁, 482~483頁, 安体富主編『当前中国稅制改革研究』, 中国稅務出版社, 2006年, 10~11頁, 拙稿「中国改革・開放端緒期の対外經濟貿易推進各種優遇政策」, 『広島経済大学経済研究論集』第32巻第3号, 2009年, 9~10頁, 注29参照。
- 81) 《当代中国》叢書編輯委員會編輯『当代中国的工商稅取(下)』, 当代中国出版社, 1994年, 243頁。
- 82) 同上書, 同上頁。
- 83) $[(CIF \text{ 価格} + \text{関税}) \div (1 - \text{增值稅稅率})] \times \text{稅率}$
- 84) 甲類商品: 金額控除法 (製品販売額 - 控除金額) \times 稅率, 乙類商品: 稅額控除法 製品販売額 \times 稅率 - 控除稅額
- 85) 「中華人民共和國增值稅條例(草案)」(1984年9月18日發布), 中国最新經濟法律法規全書編集委員會編著『中国最新經濟法律法規全書・上冊』, 改革出版社, 1993年, 889頁付表。
- 86) 漆多俊・戴嚴森主編『中国稅法通覽』, 中国財政經濟出版社, 1992年, 108頁, 同書に1988年の增值稅稅目稅率表が付されている(110~115頁)。
- 87) 《当代中国》叢書編輯委員會編輯『当代中国的工商稅取(下)』, 当代中国出版社, 1994年, 69~76頁。
- 88) 同上書, 69頁。
- 89) 「中華人民共和國營業稅條例(草案)」(1984年9月18日發布), 中国最新經濟法律法規全書編集委員會編著『中国最新經濟法律法規全書・上冊』, 改革出版社, 1993年, 889~890頁, 891頁付表。
- 90) 「牲畜交易稅暫行條例」(1982年12月13日發布), 中国最新經濟法律法規全書編集委員會編著『中国最新經濟法律法規全書・上冊』, 改革出版社, 1993年, 871~872頁, 内外統一適用, 前掲書, 243頁, 248頁。地方稅である。
- 91) 「關於加強集市貿易市場稅取征收管理的規定」(1983年1月28日公布)によるといわれている(《当代中国》叢書編輯委員會編輯『当代中国的工商稅取(下)』, 当代中国出版社, 1994年, 325頁, 漆多俊・戴嚴森主編『中国稅法通覽』, 中国財政經濟出版社, 1992年, 292頁, 311頁, 153頁)。納稅対象者からして外資系企業は関与することがない。地方稅である。
- 92) 兩稅は取引行為に対する行為稅とする立場(王傳倫「中国稅制改革的重要一步」, 北京經濟管理國際學術討論會論文匯編編輯者『中外經濟管理理論与方法—北京經濟管理國際學術討論會論文集』, 河北人民出版社, 1987年, 91頁)もあるが, ここでは流通稅として取り扱っておく。
- 93) 「中華人民共和國資源稅條例(草案)」(1984年9月18日發布), 中国最新經濟法律法規全書編集委員會編著『中国最新經濟法律法規全書・上冊』, 改革出版社, 1993年, 891~892頁, 漆多俊・戴嚴森主編『中国稅法通覽』, 中国財政經濟出版社, 1992年, 287頁, 同書に1986年の資源稅定額稅率表が付されている(286頁)。
- 94) 1973年工商稅に統一されたが元の名前がそのままになっていった(《当代中国》叢書編輯委員會編輯『当代中国的工商稅取(下)』, 当代中国出版社, 1994年, 5頁)。「中華人民共和國鹽稅條例(草案)」(1984年9月18日發布), 中国最新經濟法律法規全書編集委員會編著『中国最新經濟法律法規全書・上冊』, 改革出版社, 1993年, 892~893頁。
- 95) 劉隆亨著『中国稅法概論』, 北京大学出版社, 1986年, 173頁, 袁振宇・金仁雄著『国营企業利改稅』, 中国財政經濟出版社, 1986年, 144頁。
- 96) 何明剛・張思武・文盛貴・王曉冬主編『94 中国稅取制度及實務』, 四川大学出版社, 1994年, 234頁。
- 97) 「中華人民共和國房地產稅暫行條例」(1986年9月15日發布), 中国最新經濟法律法規全書編集委員會編著『中国最新經濟法律法規全書・上冊』, 改革出版社, 1993年, 912頁。
- 98) 「中華人民共和國城鎮土地使用稅暫行條例」(1986年9月27日發布), 同上書, 920~921頁。
- 99) 「城市房地產稅暫行條例」(1951年8月3日公布), 國家稅務總局弁公庁編『中華人民共和國工商稅取基本法規匯編』, 1996年, 247~249頁。
- 100) 檀録華・古建芹主編『外經外貿稅取及會計核算』, 中国經濟出版社, 1993年, 139頁, 《当代中国》叢書編輯委員會編輯『当代中国的工商稅取(下)』, 当代中国出版社, 1994年, 157頁, 漆多俊・戴嚴森主編『中国稅法通覽』, 中国財政經濟出版社, 1992年, 292頁, 311頁, 346~347頁。國家稅務總局弁公庁編『中華人民共和國工商稅取基本法規匯編』, 1996年の注記によれば, 1996年時点では外資系企業, 外国企業, 外国人の家屋には課稅しているが, 土地には課稅していないと述べられている(249頁)。地方稅である。
- 101) 「中華人民共和國車船使用稅暫行條例」(1986年9月15日發布), 中国最新經濟法律法規全書編集委員會編著『中国最新經濟法律法規全書・上冊』, 改革出版社, 1993年, 912頁。地方稅である。
- 102) 「車船使用牌照稅暫行條例」(1951年9月20日發布), 國家稅務總局弁公庁編『中華人民共和國工商稅取基本法規匯編』, 1996年, 256~259頁。
- 103) 「中華人民共和國耕地占用稅暫行條例」(1987年4月1日發布), 中国最新經濟法律法規全書編集

- 委員会編著『中国最新経済法律法規全書・上冊』、改革出版社、1993年、915頁、何明剛・張思武・文盛貴・王晓冬主編『94 中国税収制度及実務』、四川大学出版社、1994年、234頁。
- 104) 劉隆亨著『中国税法概論』、北京大学出版社、1986年、203～204頁、漆多俊・戴嚴森主編『中国税法通覽』、中国財政經濟出版社、1992年、354頁、何明剛・張思武・文盛貴・王晓冬主編『94 中国税収制度及実務』、四川大学出版社、1994年、225～227頁。
- 105) 行為税は国家の規定したある特定の行為に基づいて徴税する税である(漆多俊・戴嚴森主編『中国税法通覽』、中国財政經濟出版社、1992年、10頁)。
- 106) 「中華人民共和国印花稅暫行條例」(1988年8月6日發布)、中国最新經濟法律法規全書編集委員會編著『中国最新經濟法律法規全書・上冊』、改革出版社、1993年、918頁。
- 107) 《当代中国》叢書編輯委員會編輯『当代中国的工商稅取(下)』、当代中国出版社、1994年、248頁。
- 108) 「屠宰稅暫行條例」(1950年12月13日發布)、前掲書、869頁。
- 109) 上掲書、248頁、何明剛・張思武・文盛貴・王晓冬主編『94 中国税収制度及実務』、四川大学出版社、1994年、146頁。
- 110) 「中華人民共和国城市維護建設稅暫行條例」(1985年2月8日發布)、前掲書、898～899頁。
- 111) 漆多俊・戴嚴森主編『中国税法通覽』、中国財政經濟出版社、1992年、394頁。付加税であることの意味から、本税を流通税に入れて分類されることもある(何明剛・張思武・文盛貴・王晓冬主編『94 中国税収制度及実務』、四川大学出版社、1994年、126頁)。
- 112) 漆多俊・戴嚴森主編『中国税法通覽』、中国財政經濟出版社、1992年、396頁、何明剛・張思武・文盛貴・王晓冬主編『94 中国税収制度及実務』、四川大学出版社、1994年、129頁。内容自体としては、もっと後に触れるべきことであるが、本税はずっと今日まで外資系企業には課されていなかったが、最近の新聞報道によれば、2010年12月1日から外資系企業にも同税が課されることになったようである。また、1986年4月に發布された「征收教育費附加的暫行規定」(1986年4月28日發布)による教育費附加金も課されていなかったが、同様に本年12月1日から、外資系企業に課されることになったようである。これによって、外資系企業は関連税負担が最大で10%増す見通しという(『日本經濟新聞』2010年10月23日号)。
- 113) 「中華人民共和国建設稅暫行條例」(1987年6月25日發布)、中国最新經濟法律法規全書編集委員會編著『中国最新經濟法律法規全書・上冊』、改革出版社、1993年、916頁。当初は中央財政収入であったが、1985年の國務院通知によって中央・地方シェアリング税となった(劉隆亨著『中国税法概論』、北京大学出版社、1986年、219頁)。参考までに述べると、基本的な税の多くは中央・地方シェアリング税となっている(漆多俊・戴嚴森主編『中国税法通覽』、中国財政經濟出版社、1992年、17頁)。
- 114) 《当代中国》叢書編輯委員會編輯『当代中国的工商稅取(下)』、当代中国出版社、1994年、183～189頁。
- 115) 「關於征收燒油特別稅的試行規定」(1982年4月22日發布)、中国最新經濟法律法規全書編集委員會編著『中国最新經濟法律法規全書・上冊』、改革出版社、1993年、870～871頁。中央政府税である。
- 116) 「国营企業獎金稅暫行規定」(1984年6月28日發布、85年7月3日改定)、中国最新經濟法律法規全書編集委員會編著『中国最新經濟法律法規全書・上冊』、改革出版社、1993年、905頁。
- 117) 「集团企業獎金稅暫行規定」(1985年8月24日發布)、同上書、908頁。
- 118) 「事業單位獎金稅暫行規定」(1985年9月20日公布)、同上書、908頁。
- 119) 《当代中国》叢書編輯委員會編輯『当代中国的工商稅取(下)』、当代中国出版社、1994年、198～203頁、漆多俊・戴嚴森主編『中国税法通覽』、中国財政經濟出版社、1992年、17頁。
- 120) 「国营企業工資調節稅暫行規定」(1985年7月3日發布)、上掲書、902～903頁。
- 121) 《当代中国》叢書編輯委員會編輯『当代中国的工商稅取(下)』、当代中国出版社、1994年、202～203頁、漆多俊・戴嚴森主編『中国税法通覽』、中国財政經濟出版社、1992年、17～18頁。
- 122) 「中華人民共和国筵席稅暫行條例」(1988年9月22日發布)、前掲書、921頁。
- 123) 《当代中国》叢書編輯委員會編輯『当代中国的工商稅取(下)』、当代中国出版社、1994年、173～175頁。